

IFRS News

12

Quarter 1 2012

vol.

IFRSニュースへようこそ。Grant Thornton・インターナショナルIFRSチームが四半期毎に、国際財務報告基準(IFRS)の動向や話題のテーマに対する見方、Grant Thornton・インターナショナルIFRSチームの意見や見解をお届けします。

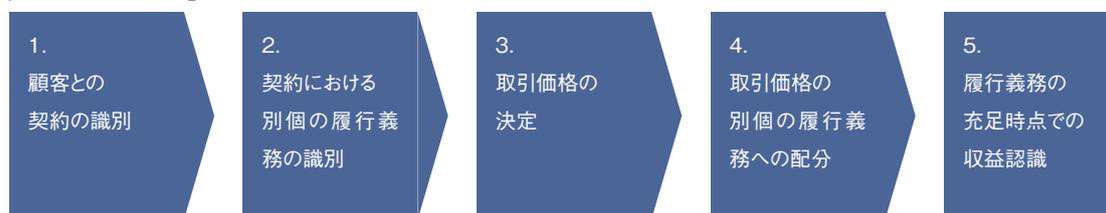
2012年最初の号となる本号は、国際会計基準審議会(IASB)と米国財務会計基準審議会(FASB)が最近行った収益認識基準の再提案に焦点を当てています。本号では、まず、2010年に公開草案が公表されて以降表明された主要な変更およびそれに関して予想される影響について概要を説明します。また、当該提案に対する企業の認識および現行の収益認識基準の改善の必要性に係る企業の見解について、世界規模で実施した調査結果を報告します。

続いて、IFRSの改訂で2011年第4四半期に公表されたもの、そして一般のコメントを求めるために公表されたさまざまな改訂案などIASBのその他の最新動向について考察します。

さらに、Grant ThorntonにおけるIFRS関連ニュースに目を向けるとともに、IASBに影響を及ぼすさまざまな活動を総括します。最後に、IASBが現在コメントを募集している提案およびまだ強制適用されていない最新の諸基準の適用開始日について紹介します。

IASBは収益認識についての再公開草案を公表

「5つのステップ・モデル」



再公開草案は当初の公開草案と同じ基本的な支配モデルを維持しているが、かなり多くのガイダンスを追加している

2011年11月に、IASBとFASBはそれぞれの収益認識基準を改善し、コンバージェンスを行うために改訂した再公開草案を公表しました。両審議会は、もともと2011年中に最終基準書を公表する予定でしたが、収益がすべての企業にとって重要であることを考慮して、再公開草案を公表する必要があると判断しました。再公開草案「顧客との契約から生じる収益」では、2010年6月公表の当初の公開草案—これには1,000通近くのコメントレターが寄せられました—から変更された両審議会の考えが反映されています。

コア原則は2010年の公開草案から変更はなく、企業は顧客との契約から生じる収益を、約束した財またはサービスを顧客に移転したときに認識することとなります。また、再公開草案では、当該コア原則を適用するにあたり、5つのステップ・モデル(上記をご覧ください)を維持しています。再公開草案は、現在IAS第11号「工事契約」が適用されている工事契約を含め、ほぼすべての顧客との契約に適用されることとなります。

当該モデルは現行の基準とは異なるものの、直接の物品販売などの単純な契約のみを有する企業の収益に係る金額または計上時期に影響を与えることはなさそうです。さらに、IASBとFASBは本基準の適用の簡素化と、これまで定着した会計実務の混乱を抑えるために多大に尽力しました。

例えば、再公開草案により、ほとんどの建設業者やサービス提供者は契約に基づき業務を遂行するにつれ継続的に収益を認識することになり、現在の実務とより整合することになります。IASBとFASBは、ファイナンス組込み契約や不利な履行義務を伴う契約を含め、一部の分野における適用を簡素化するために実務上の便宜的な手法を追加しました。こうした改訂部分は、純粋な原則主義アプローチとコスト・便益の実際的な検討との間のトレードオフの関係を幾分か示してもいます。

次ページの表は、5つのステップ・モデルとその適用について再公開草案による主な変更点を要約しています。

「5つのステップ・モデル」

<p>ステップ1 顧客との契約を識別する</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 2010年の公開草案では、企業が一定の規準に基づき契約を「結合」または「分割」するよう要求していた。 ・ 契約の分割はもはや要求されない。
<p>ステップ2 契約における別個の履行義務を識別する</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 2010年の公開草案では、すべての「区別できる」の履行義務を個々に会計処理するため、場合によっては負担が重くなることも考えられた(例えば、建設契約)。 ・ 再公開草案では、企業が財またはサービスの組合せを統合したり変更したりして重要なサービスを提供する際に、上記の要請を免除している。
<p>ステップ3 取引価格を決定する</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 2010年の公開草案では、収益を減少させることで、顧客の信用リスク(回収可能性)の影響を反映させるよう提案していた。 ・ 再公開草案では、収益は契約価格に基づくが、「信用損失」については、損益計算書上の収益科目に隣接して表示する。 ・ 取引価格が変動する(例えば、業績に基づく契約)場合、収益は見積価格に基づくが、「期待値」よりも的確な予測が示される場合には、「最も可能性の高い金額」(最頻値)によるアプローチを使用する。 ・ 認識される収益については「合理的に確かな(reasonably assured)」金額を超えてはならない。
<p>ステップ4 取引価格を契約における別個の履行義務に配分する</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 取引価格は別個の履行義務に独立販売価格の相対比に基づき配分するが、再公開草案ではその方法についてより多くのガイダンスを提供している。 ・ 割引額および偶発的な金額は、特定の要件が満たされる場合に、1つの履行義務にすべて配分される。
<p>ステップ5 企業が履行義務を充足した時点で(ないし充足に応じて)収益を認識する</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 2010年の公開草案から一貫して、収益はそれぞれの履行義務を充足した時点、つまり支配が顧客に移転するときに認識される。 ・ 支配の移転は、一定の期間内の特定の時点で、または一定の期間にわたって行われる可能性がある(例えば、顧客が開発段階にある仕掛品に対して支配を獲得する場合)。 ・ 再公開草案では、財またはサービスについて企業が他の用途に使用できるものではなく(つまり、顧客に固有のものである)、かつ、以下に該当する場合には支配は一定の期間にわたって移転される。 <ul style="list-style-type: none"> — 顧客が継続的に便益を受け取る — 新たなサプライヤーが残りの履行義務の履行を引き受けとした場合でも、それまでの作業を再度履行する必要はない — 企業はそれまで履行した作業に対して支払いを受ける権利を有している ・ これは、2010年の公開草案のもとでは、契約の完了時においてのみ収益を認識できるのではないかという懸念を抱いていた建設業者やサービス提供者にとって重要な変更である。

表で説明した点に加えて、2010年の公開草案から変更された事項には以下のものがあります。

- ・ 製品保証の会計処理を現行の規定とより整合させる
- ・ 不利な履行義務に該当するかのテストの範囲を限定する
- ・ 再公開草案の遡及適用に対して実務上の便宜的な手法を追加している
- ・ 中間財務報告において必要とされる開示を規定している

こうした改訂および簡素化にもかかわらず、再公開草案の適用は多くの企業にとって容易なことではありません。企業は、収益に関する契約を分析し、新しい規定に対する既存の方針と実務の立位置を把握し、ITおよび内部統制システムを改変する必要があります。また、提案されているガイダンスが、財務制限条項、報酬契約その他の自社の財務成績に連動する契約に与える影響を考慮する必要があります。留意すべき分野を以下に示します。

- ・ 契約に複数の別個の履行義務が含まれているかどうかの判断
- ・ 取引価格の複数の履行義務への配分
- ・ 変動性のある対価の帰結および合理的に確かな金額の見積り
- ・ 支配が移転する時点または期間の決定
- ・ 重要なファイナンス内容を含む契約の分析
- ・ 拡充された開示要請を満たすために必要な情報の収集

再公開草案のコメント募集期限は2012年3月13日です。しかし、新しい基準は早くても2015年1月1日以降に開始する事業年度まで適用されません。適用日はまだ当分先のことと思われるかもしれませんが、当該新基準は遡及適用を要求されるであろうし、それを適用するために大幅な変更が必要となる可能性もあります。提案されているガイダンスが財務制限条項、報酬契約および企業の財務成績に連動するその他の契約に与える潜在的な影響を考えると、企業は今から再公開草案に留意することが賢明です。

グラント・ソントン・インターナショナルの見解

私どもは、収益認識の公開草案を再公表するIASBの決定を歓迎します。収益認識はすべての私企業にとって重要な論点なので、IASBがこの分野の改訂がもたらすかもしれない想定外の事態を回避しようとするのは正しいといえます。



グラント・ソントンの世界規模の調査では37%の企業のみが収益認識基準の改善の必要性に同意している

2,800社の企業を世界規模で調査したグラント・ソントン・インターナショナル・ビジネス・レポート (IBR) によれば、有名企業の収益認識に係る問題についてこれまで多数の報告がなされてきたにもかかわらず、収益認識に関する既存の会計基準を改善するまたは置き換える必要があると考えている企業は、回答者のうち37%にすぎないことが明らかになりました。

この調査は、2011年11月と12月に実施されたものであり、約3分の2の回答者は、最近のIASBとFASBの共同提案によりコストが増加し(62%)、より複雑化する(65%)であろうと考えていることも示されました。驚いたことに、わずか35%の回答者のみが迫り来る収益認識基準の変更について認識しており、そのことは、グラント・ソントンが委託された最近のリース会計に係る世界規模の調査の結果(回答者の45%のみが差し迫ったリース報告の変更について認識している)と符合しておりました。

この調査結果について、グラント・ソントン・インターナショナルのCEOであるEd Nusbaumは、「収益はあらゆる企業にとって重要な業績評価指標であり、この分野における単一かつグローバルな会計基準は絶対に必要なものです」として、さらに次のように述べています。



「現在の基準で問題はないと主張する回答者の方々も一部いらっしゃいますが、私どもは現在の基準は深刻な問題を内包していると考えています。現行の2つの主要なIASBの収益認識基準は、異なった原理に基づいており、複数要素取引などの重要な分野についてガイダンスが提供されていません。米国の基準に関しては、過度なガイダンスの提供という正反対の問題を抱えています(そのほとんどは、特定の業界に固有の問題です)。IASBとFASBの提案に対する地域ごとの考え方のばらつきは、こうした出発点の相違により影響を受けていることは間違いありません。」

「コストおよび複雑さの増大についての懸念は無理からぬことではありますが、私どもはIASBとFASBは正しい方向に向かっていると考えており、両審議会が連携することを喜ばしく思っています。両審議会とそのスタッフは、アウトリーチにおいて自身の構成員と非常にうまく共同しており、その成果は新しい提案において顕著に表れています。公開草案を再公表する決定についても英断であるといえます。」

経営者の意識調査報告であるIBRの詳細については、以下のウェブサイトにごアクセスしてください。
www.internationalbusinessreport.com

SMEIGは2つの最終的なQ&Aを公表

中小企業向けIFRS (IFRS for SMEs) に関してSMEインプリメンテーション・グループ (SMEIG) は、12月に2つのQ&A形式の文書を公表しました。この2つのQ&A (表をご覧ください) には、中小企業が公的説明責任を有しているかどうか、すなわち中小企業向けIFRSのセクション1の範囲に係る要件に該当しているかどうかを判断する上で助けとなるガイダンスが示されています。

SMEIGが公表したこのQ&Aは、中小企業向けIFRSを使用する企業が特定の会計処理の問題について考える際に、有用ではあるが強制力のないガイダンスです。完全版のIFRSの適用を修正・変更することは、まったく意図していません。コメンテーターによっては、2つのQ&Aが完全版のIFRSにおける類似の問題および用語の解釈として誤用されるおそれがあるのではないかとQ&Aを疑問視する向きもあったため、この点は重要となります。

公的説明責任を有する典型的な企業

- ・ 中小企業向けIFRSは、受託者として広範な外部のグループの資産の保有を主要な事業の一つとしている典型的な企業の例として、銀行、信用組合、保険会社、証券ブローカー/ディーラー、投資信託および投資銀行を挙げている。
- ・ Q(クエスチョン)の1つでは、上記の種類の典型的な企業は公的説明責任を有しているとすべて自動的に想定されるのか質問している。

A(アンサー)は、以下の事柄を明確にしている。

- ・ そうした企業は公的説明責任を有していると推定されるが、公的説明責任を有さないという限られた状況もありえる。
- ・ A(アンサー)では、少数の参加者のみを有するキャプティブ保険子会社および投資ファンドを考えられる例として挙げている。

中小企業向けIFRSを適用する際の「公設市場で取引されている」に関する解釈

- ・ Q(クエスチョン)の1つでは、「公設市場で取引されている」は、公的説明責任を定義する上でどの程度の幅をもって解釈すべきかを質問している。

A(アンサー)は、以下の事柄を明確にしている。

- ・ 「公設市場」は、認知されているまたは規制された証券取引所に限定されるわけではない。資本を求める企業と企業経営に関与しない投資者を集合させるすべての市場が含まれる。
- ・ 公設市場であるためには、広範な外部のグループが利用可能でなければならない。
- ・ その市場の公表価格の利用可能性が、企業の負債または資本性金融商品が公設市場で取引されていることを必ずしも意味するわけではない。

IASBは金融商品の基準の改訂を公表

12月、IASBは金融商品を扱う基準に関して3つの個別の改訂を公表しました。

- ・ IFRS第9号の強制適用日および移行に関する開示 (IFRS第9号(2009年)、IFRS第9号(2010年)およびIFRS第7号の改訂)
- ・ 金融資産と金融負債の相殺 (IAS第32号の改訂)
- ・ 開示－金融資産と金融負債の相殺 (IFRS第7号の改訂)

IFRS第9号の強制適用日および移行に関する開示

IFRS第9号「金融商品」の改訂は、本基準(IFRS第9号)の強制適用日を2013年1月1日から2015年1月1日に延期しています。

コメンテーターは、2012年が始まって減損およびヘッジ会計のフェーズがまだ完了していないこともあり、IAS第39号「金融商品：認識および測定」を置き換えるプロジェクト全体の完了が遅れることに懸念を示していました。本改訂は、こうした懸念に対処しており、当該プロジェクトのすべてのフェーズが、同じ強制適用日となることとなります。

この改訂により、IAS第39号を置き換えるプロジェクトのすべてのフェーズが同じ強制適用日になる

また、本改訂は、IFRS第9号を適用するにあたり比較財務諸表を遡及再表示する要請を免除しています。この免除措置はもともとIFRS第9号を2012年より前に適用することを選択する企業のみが利用できたものであり、重要な変更点となっています。その代わりに、本基準の当初適用を理解する上で助けとなるよう、追加の移行に関する開示が導入されました。



金融資産と金融負債の相殺 (IAS第32号の改訂)

IAS第32号の改訂では、金融資産と金融負債の相殺に関する規準を適用する際の不整合に対処するために適用ガイダンスを追加しています。本改訂は、不整合に関する2つの分野に対処しています。

1つ目の分野は、「相殺する法的に強制力のある権利を現時点で有している」という意味についてです。IASBは、相殺する権利が、企業自身やすべての取引先企業の通常の営業過程においても、債務不履行においても、支払不能または破綻した場合においても、法的強制力がなければならないことを明確にしました。また、当該権利はすべての取引先企業に対して存在する必要があります。

2つ目の分野は、銀行その他の金融機関が利用する清算機関(clearing house)などの総額決済システムに関してです。IAS第32号における、相殺を達成するための資産と負債の「同時決済」要件の解釈には実務において多様性がありました。

そこで、IASBは、純額決済の基本にある原理を明確にし、IAS第32号の純額決済に係る規準を満たす特徴を有する「総額決済システム」の例を示しました。

開示—金融資産と金融負債の 相殺 (IFRS第7号の改訂)

3つ目の改訂もまた、相殺についてです。IASBとFASBは当初、IFRSおよびUS GAAPに対して共通の相殺要件を導入することを意図していました(当該趣旨での提案を含む公開草案は2011年1月に公表されました)。しかし、結局、両審議会はそれぞれの相殺モデルを維持することに決定しました。両審議会は、共通の相殺要件についてはコンバージェンスを達成できなかったものの、共通の開示を要求することは財務諸表利用者にとって有用であろうと考えました。

そこで、(a)財政状態計算書で相殺されている金融商品、および(b)財政状態計算書において相殺されていないが、強制力のあるマスター・ネットリング契約や類似の取決めの対象となっている金融商品の総額および純額に関する定性的および定量的開示を求める規定がIFRS第7号に追加されました。

IFRS採用企業は、2013年1月1日以降に開始する年次報告期間およびその年次期間内の期中期間に当該改訂を適用する必要があります。必要な開示は、遡及して報告しなければなりません。

グラント・ソントン・インターナショナルの見解

私どもは、IFRS第9号の強制適用日が延期されたことを歓迎します。企業が本プロジェクトのすべてのフェーズを同時に適用することができ、適用に備えるための十分な移行期間が確保されることが重要だからです。また、本基準の当初適用に際して比較財務諸表の遡及再表示を免除する措置を拡大する決定についても、企業が移行を行う際の助けとなると思われま

す。IASBとFASBが相殺に関してコンバージェンスを達成できなかったことは残念ではあるものの、私どもは共通した開示規定の公表およびIASBによる金融商品の相殺に関するIAS第32号の規定の明確化を歓迎しています。

IASBはIFRS第10号の 経過措置ガイダンスを 明確化するための改訂を提案

IASBは、IFRS第10号「連結財務諸表」の経過措置ガイダンスを明確化するよう要請を受けて、公開草案を公表しました。

「経過措置ガイダンス(IFRS第10号の改訂案)」は、以下の事柄によって当該ガイダンスを明確化することを目的としています。

- IFRS第10号にいう「適用開始日」は、「IFRS第10号を初めて適用する年次報告期間の期首日」であることを明確にする。
- IFRS第10号に基づき適用開始日に達した連結の要否に係る結論が、IAS第27号「連結および個別財務諸表」およびSIC第12号「連結－特別目的事業体」における結論と同じである場合には、検討対象となった投資先企業についての従前の会計処理を修正する必要はない。その結果、IASBは、IFRS第10号の遡及適用を免除する措置を、投資が比較対象期間において処分されたことにより、IAS第27号・SIC第12号またはIFRS第10号のいずれかに基づいて、連結が適用開始日に生じない被投資企業に対する持分に対しても適用することとなることを確認する。
- 適用開始日に達した連結の要否に係る結論が、IAS第27号・SIC第12号とIFRS第10号とで異なる場合には、投資企業は比較対象期間についてどのように遡及修正を行うのかを明確にする。

加えて、IASBは、本改訂案の適用日をIFRS第10号の適用日と合致させることを提案しています。そのため、企業は、2013年1月1日以降に開始する事業年度に本改訂案を適用することとなります。

IASBはIFRS for SMEsに関する 2つのQ&Aのドラフトについて コメントを募集

SMEインプリメンテーション・グループ(SMEIG)は、中小企業向けIFRS(IFRS for SMEs)について2つのQ&Aのドラフトを公表しました。このQ&Aのドラフトでは、以下の項目を取り上げています。

企業はIFRS第9号の認識および測定規定の適用を選択できるかどうか

背景

現在のところ中小企業向けIFRSでは、金融商品に関して、中小企業向けIFRS独自の規定の代わりに、IAS第39号の認識および測定規定を適用するという選択肢を企業に与えている。Q(クエスチョン)では、企業はIFRS第9号の認識および測定規定の適用を選択できるかどうかを質問している。

SMEIGのA(アンサー)のドラフト

SMEIGの回答のドラフトでは選択できないとしている。中小企業向けIFRSではIAS第39号を具体的に参照しているためである。中小企業はIFRS第9号の適用を認められていない。

在外子会社の外貨建財務諸表を表示通貨へ換算する際に生じる累積換算差額を、子会社の処分時に損益として認識することは禁じられているのか

背景

中小企業向けIFRSでは、在外子会社の外貨建財務諸表を連結目的でグループの表示通貨に換算する際に生じる換算差額をその他の包括利益で認識するよう要求しているが、当該換算差額が事後、リサイクル可能かどうかについては示されていない。

SMEIGのA(アンサー)のドラフト

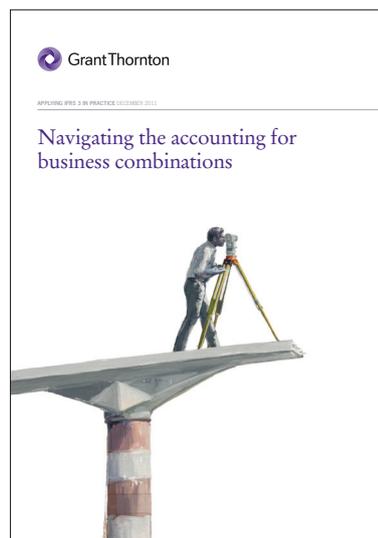
SMEIGの回答のドラフトは、当該換算差額は損益へ振り替えるべきではないとしている。

グラント・ソントン・インターナショナル は企業結合の手引きを公表

グラント・ソントン・インターナショナルIFRSチームは、「企業結合に関する会計処理の手引き－IFRS第3号の実務における適用(Navigating the accounting for business combinations－Applying IFRS 3 in practice)」と題して新しい刊行物を公表しました。

本刊行物は、経営者が以下の事柄を行う際に役立ちます。

- ・ 企業結合の計画と条件、交渉－代替的ディール戦略(alternative deal strategies)が取得企業の報告利益および財政状態にどのような影響を与えるかを見極める。
- ・ 企業結合取引の影響の報告準備－主要な情報開示要請、会計方針の選択肢および専門家の助言が必要となる可能性のある分野を示している。
- ・ IFRS第3号の適用－基準の概要を説明し、適用についてさまざまな例を挙げて説明し、問題の起こりそうな項目に焦点を当てている。



IFRSの変更について解説する グラント・ソントン・インターナショナル の手引き

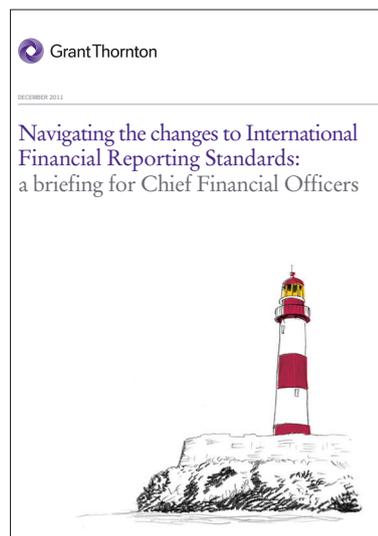
グラント・ソントン・インターナショナルIFRSチームは、最新の手引き「IFRSの変更についての解説:CFOへの説明 (Navigating the changes to International Financial Reporting Standards: a briefing for Chief Financial Officers)」を公表しました。

本刊行物(2011年12月公表号)は、2010年12月1日から2011年11月30日までに公表されたIFRSの変更部分を取り上げています。

本刊行物は、企業の将来の財務報告および事業に影響を与えるIFRSの最近の変更に関して、最高財務責任者(CFO)の方々に高いレベルでの認識を有していただくためのものです。IFRSを適用する企業にとって、特定の決算期においてIFRS変更事項の下記の段階を識別する助けとなることを目的としています。

- ・ 初めて強制適用となる変更
- ・ まだ適用されていない変更
- ・ すでに適用されている変更

「Navigating the accounting for business combinations—Applying IFRS 3 in practice」および「Navigating the changes to International Financial Reporting Standards: a briefing for Chief Financial Officers」の入手については、各国のグラント・ソントンメンバー事務所のIFRS窓口にお問い合わせください。



カナダの資源採掘企業のための IFRSセミナー

カナダに2つあるメンバーファームの1つである、レイモンド・シャボット・グラント・ソントン(Raymond Chabot Grant Thornton)は、「資源採掘産業に関するIFRSおよび課税についての説明会」をモントリオールで開催しました。

レイモンド・シャボット・グラント・ソントンの資源採掘産業チームは、モントリオールとバル＝ドール事務所とその他数か所の事務所からの専門家で構成されていますが、70名以上の出席者に向けてこのセミナーを10月に開催しました。セミナーには、ケベック州証券規制当局(Autorité des Marchés Financiers)およびTSXベンチャー取引所(TSX Venture Exchange)から代表ゲストも迎えました。



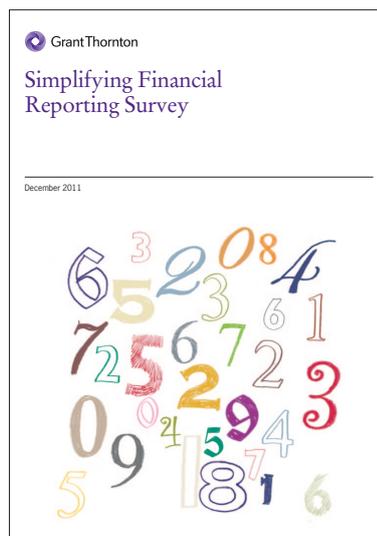
レイモンド・シャボット・グラント・ソントンのJohn CochraneとSerge Allardが、ケベック州証券規制当局のAlexandra Lee氏とJohanne Boulerice氏と並んで写真に映っています。

グラント・ソントン・オーストラリアが 財務報告の簡略化について調査

オーストラリアのメンバーファームは、「財務報告の簡略化」に関する調査結果を公表しました。

本調査は、最近の財務報告に関する要請の変更によりコンプライアンス・コストが実際に減少したのか、またさらなる改善が必要か、および今後のためにどのような教訓が得られるかを検討する目的で行われました。

本調査結果の中でも特に重要なものは、中小企業向けIFRSをオーストラリアで使用できるようにする際の強力な支援材料となりえることです。グラント・ソントン・オーストラリアは、中小企業向けIFRSがオーストラリアの市場での選択肢であることを引き続き強く支援します。



米国のパートナーが任命される

米国のメンバーファームのナショナル・プロフェッショナル・スタンダード・グループのパートナーである Chuck Evansは、FASBの新出問題タスク・フォース(EITF)の構成員に任命されました。Chuckは、2012年1月からこの米国における名誉ある指導的役割を5年間務めます。

EITFは、タイムリーな適用ガイダンス、考察および財務報告に係る問題の解決を公表することによって、FASBが財務報告を改善することの支援を行っています。

GTIのIFRSインタープリテーション・グループに注目

グラント・ソントン・インターナショナルのIFRSインタープリテーション・グループ(IIG)は、米国、カナダ、シンガポール、オーストラリア、南アフリカ、インド、英国、フランス、スウェーデンおよびドイツにおける各メンバーファームの代表と、グラント・ソントン・インターナショナルIFRSチームで構成されています。IIGの会合は年3回行われ、IFRSに関する専門的な問題について議論します。

四半期ごとに、IIGのメンバーのうちの一人に注目します。今回は南アフリカの代表にスポットライトを当てましょう。

Frank Timmins、南アフリカ

Frankは、グラント・ソントン・南アフリカのプロフェッショナル・スタンダード担当リーダーです。1986年に南アフリカのメンバーファームに加入し、25年以上の間、財務報告基準を専門としています。Frankは、南アフリカにおけるIFRSとの調和、そして2001年のIFRSの採用に貢献しました。Frankは、コンサルティング会社を担当しており、IFRSの報告基準に係る法律専門家であり、会計関連の紛争の専門家として活動を行っています。ヨハネスブルク証券取引所にIFRSアドバイザーとして登録しており、IASBのSMEインプリメンテーション・グループ(SMEIG)の一員です。

また、Frankは南アフリカにおける監査人のための独立規制委員会の委員でもあり、監査基準委員会の議長をも務めています。



650日以上待ち続けて： SECはIFRSの採用に関する決定を 延期－AICPAのコンファレンスにて

米国のメンバーファームの国際問題専門部門のパートナーであるSheri Fabianは、IFRSを採用するか否かに関する判断を延期したSECの最近の決定についてコメントしている

我々、米国を含む世界中の人々が、IFRSを米国の財務報告システムに組み込むか否か、その時期と方法について米国証券取引委員会 (SEC) が最終決定を下すのを2年近く待ち続けています。我々の中には、SECが、最近ワシントンD.C.で開催された2011年の米国公認会計士協会 (AICPA) のSECおよび公開会社会計監督委員会 (PCAOB) の最新動向についての全米コンファレンスにおいて、発表を行うのではないかと考えていた者もいましたが、残念ながら、そうした発表は行われませんでした。SECは、2010年の「コンバージェンスとグローバルな会計基準に関する支持声明」において、SECがIFRSを評価する目的およびその透明性に対する一般の人々の理解を高めるためのワーク・プランを開発、実行するようスタッフに指示しました。当該ワーク・プランの実行によって、FASBとIASBのコンバージェンス・プロジェクトの完了とともに、SECは米国の証券発行者のためにIFRSを財務報告システムに組み込むかどうかについて、2011年中に決定しなければならない立場に置かれていました。

しかし、本原稿を書いている時点からもうすぐ2012年を迎えますが、SECのスタッフはワーク・プランに沿って分析をまとめている最中であり、SECの委員はスタッフから最終報告書をまだ提示されておらず、論点に係る公開討論を開始することすらできていません。これまで、SECのスタッフは、ワーク・プランに基づく分析において著しい進展を遂げており、特にここ1年の間に多数のスタッフ・ペーパーを公表しました。まず初めに、5月に「コンドースメント」アプローチについて概説しました。次に、US GAAPとIFRSとの相違を比較して、世界各国におけるIFRSの使用実務を分析した2つのスタッフ・ペーパーを11月に公表しました。しかし、多くの論点はいまだ検討中であり、その中でも最も重要なものはIASBのガバナンス構造の見直しに関してです。SECのスタッフは、この分野における作業を完了する前に、IFRS財団の評議員会とモニタリング・ボードがIASBのガバナンスおよび戦略に係る独自の見直しを完了させることを期待しています。

我々は待ち続けており、IASBとその構成員を含め我々の多くはしびれを切らしている

それでも、SECのスタッフがワーク・プランの他の分野における作業を通じて収集および分析した膨大な情報を根拠として、SECが米国におけるIFRSの採用について結論を出すのに十分な情報を現時点ですでに有しているはずと考える者もいます。しかし、SECの主任会計士であるJames Kroeker氏は、「スタッフが最終報告書を作成するにはさらに数カ月程度の期間が必要です」とAICPAコンファレンスで述べました。Kroeker氏は、さらに「それとともに、スタッフはSECの検討に持ち込むアプローチを開発しているところです」と加えました。SECは一貫して、ワーク・プランで概説されたそれぞれの論点が十分に検討されるように必要な時間をかけるつもりであると述べてきました。SECは、投資家および資本市場を継続的に保護することを理由の一つとして、IFRSの米国への組込みに関する分析を引き続き慎重に(慎重過ぎると指摘する向きもありますが)進めています。こうして結果的に、多くの構成員が単一かつ高品質の会計基準の開発への強い支持を表明しているにもかかわらず、米国におけるIFRSの組込みに関して依然として最終決定には至っていません。

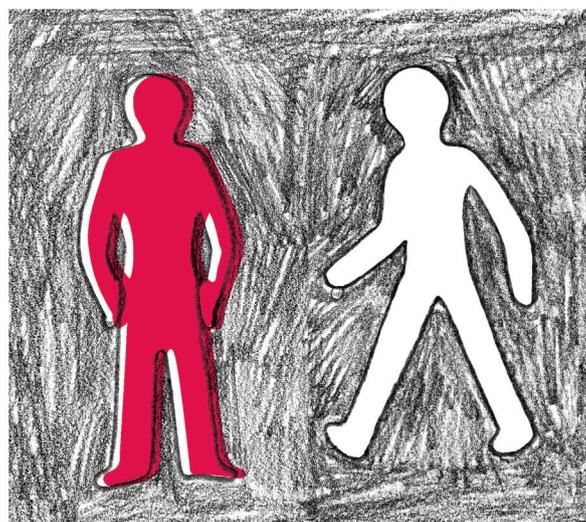
我々は待ち続けており、IASBとその構成員を含め我々の多くは、しびれを切らしているようにみえます。そしてまた、収益認識、リース、金融商品および保険に関する優先プロジェクトの完了以外には、IASBとFASBとの継続的なコンバージェンスへの取組みに関する興味も薄れてきているようにもみえます。このことはおそらく、IASBとFASBが基準のコンバージェンスに取り組んで10年も経っていることが理由として挙げられるでしょう。IASBのHans Hoogervorst議長は同じAICPAのコンファレンスで、「意思決定方法が定まらない現在の状況が今後も長期にわたって続けば、ゆくゆくは異なった解決策または好ましいとは言い難い結果を招くことになりましょう」と述べました。FASBのLeslie Seidman議長はこうした見解に同意し、「思い返せば、数々の困難が存在するなかで、一度に多くのことを成し遂げようとし過ぎていましたが、コンバージェンス・プロセスによっていくつかの主要な分野におけるグローバルな財務報告が向上したと考えています。しかし、FASBとIASBが共同で行うコンバージェンス・モデルは長期的には最適モデルではないと考えています」と述べました。将来においても両審議会がコンバージェンス・プロジェクトを組むことには問題があるかもしれないが、優先プロジェクトに関するコンバージェンスした会計基準の完成は、SECにIFRS問題に取り組むよう説得する十分な根拠となると考えている人もいます。

SECは決断を下し、これまでの煮え切らない態度を改めるべき

プラスの面として、Kroeker氏は、AICPAコンファレンスで次のようにも述べています。「IFRSの米国への組込みに関する潜在的な見通しについて心強く思っています。特に、想定される組込みに係るアプローチを研究した5月のスタッフ・ペーパーに対して寄せられたインプットの検討および考慮を行うにつれ、そう感じます」。

当該スタッフ・ペーパーへの回答者は概ね、単一のグローバルな会計基準および「コンドースメント」アプローチによって米国の財務報告システムへIFRSを組み込むという方法に対するSECのコミットメントを支持しています。「コンドースメント」アプローチは、エンドースメント・アプローチとコンバージェンス・アプローチの最も優れた部分を組み合わせようとする試みだからです。コンドースメントを支持しているものの、グラント・ソントンLLPおよびFASBの監視団体である財務会計財団を含め一部の回答者は、米国におけるIFRSの導入に関して提案されているアプローチを向上させるために多くの変更点を提示しました。また、当該スタッフ・ペーパーへの回答者は、SECがIFRSに関して最終決定をすぐに下し、導入計画を作成するよう、SECに対して強く要請しています。

SECは決断を下し、これまでの煮え切らない態度を改めるときでしょう。SECが米国の財務報告におけるIFRSの使用についての最終決定を早急に行うことを望みます。このまま延々と長引かせれば、SECは信用を失うのみならず、米国企業はグローバル・マーケットにおいて競合他社から取り残されてしまうことになりかねません。



その他のトピックー概要

IASBは作業計画を更新

IASBは、12月末に更新した作業計画を公表しました。更新版では、主要なコンバージェンス・プロジェクトの完了に対するコミットメントが表明されており、次のものは2012年第2四半期に公表が予定されています。

- ・リースに関する提案の再公表
- ・保険契約に関するレビュー・ドラフトまたは再公開草案の公表
- ・金融資産の減損に関する提案の再公表

また、更新された作業計画では、一般的なヘッジ会計に関するIASBの最終草案が第2四半期に公表予定となっています。

法人所得税に関する財務報告の改善

英国会計基準審議会 (UK ASB) と欧州財務報告諮問グループ (EFRAG) は、法人所得税の財務報告をどのように改善し得るかについて意見を募集するディスカッション・ペーパーを公表しました。

「法人所得税の財務報告の改善」は、IAS第12号に基づいて作成された情報の有用性を向上させる方法について論じています。特に、税金費用の標準税率への調整の部分の考えられる改訂、不確実な税務ポジションに関する規定の改訂、繰延税金を現在価値割引すべきかどうかについて検討しています。

また、本ディスカッション・ペーパーでは、IAS第12号を置き換えることとなるであろう新しい会計基準の基盤となりえる別のアプローチについても考察しています。本ディスカッション・ペーパーは以下のウェブサイトから入手可能であり、2012年6月29日までコメントを募集しています。

<http://www.efrag.org/Front/n2-875/Discussion-Paper--Improving-the-Financial-Reporting-of-Income-Tax-.aspx>

共通支配下の企業結合の会計処理

EFRAGとイタリアの会計基準委員会 (Organismo Italiano di Contabilita) は、ディスカッション・ペーパー「共通支配下の企業結合に関する会計処理」を共同で公表しました。

本プロジェクトの目的は、共通支配下の企業結合を財務諸表にどのように反映させるべきかについての議論を促進することにあります。現時点では、共通支配下の企業結合をどのように会計処理するかについてはIFRSにおいて示されておらず、多くの異なったアプローチが実務において適用されています。

本ディスカッション・ペーパーは、この問題についての議論を促すための最初のステップとして、3つの異なる対処方法を提示しており、現在存在している会計処理の多様性に対応しています。

本ディスカッション・ペーパーは以下のウェブサイトから入手可能です。

http://www.efrag.org/files/bcucc/bcucc_DP.pdf

ESMAは財務報告における重要性概念の検討について協議

欧州証券監督機構 (ESMA: European Securities and Markets Authority) は、「財務報告における重要性概念の検討」と題して協議文書を公表しました。

本協議文書の公表は、欧州執行者調整セッション (European Enforcers Coordination Sessions) (EU 加盟国におけるすべての財務情報執行者がIFRSの実施に関して意見交換を行い、その経験について議論するために一堂に会するフォーラム) での議論がもとになっています。

当該議論でこれまでしばしば話題にされたテーマが、重要性の概念の実務における適用に関して、財務諸表作成者、監査人、(おそらく)財務諸表利用者および場合によっては会計規制当局の間で、その見解が明らかに異なっているということについてです。本協議文書は、財務報告における1つの主要な概念の一貫性のある適用に寄与するために、重要性概念のさまざまな側面の理解について、関係者からコメントを募集しています。コメント募集期限は2012年2月29日です。

本協議文書は以下のウェブサイトから入手可能です。

http://www.esma.europa.eu/system/files/2011_373_.pdf

ソブリン債

ユーロ圏の多くのソブリン債発行体は依然として新たな資金調達に苦勞しており、ESMAは公式声明「IFRSに基づく財務諸表に含まれるソブリン債」を11月に公表しました。本声明は2つのセクションに分かれています。

セクション1では、2011年12月31日に終了するIFRSに基づく年次財務諸表に含まれるソブリン債に関する会計上の問題について検討しています。ここでは、期末の財務諸表を作成する際にソブリン債のエクスポージャーに関して、発行体およびその監査人が考慮すべき事項に焦点を当てています。

セクション2は、ESMAの意見書「ギリシャのソブリン債のエクスポージャーに関する会計処理—2011年6月30日に終了した年度のIFRSに基づく中間財務諸表に関する考察」についてです。本意見書には、2011年6月30日に終了した年度のIFRSに基づく中間財務諸表について、発行体とその監査人が検討すべきであった事項とともに、実態調査を実施した結果の概要が示されています。

また、米国証券取引委員会 (SEC) は、SEC登録企業に対して欧州ソブリン債のエクスポージャーに係る拡充した開示についてのガイダンスを公表しました。このガイダンスは、IFRSを適用するSEC非登録企業にとっても有用なガイダンスとなりえます。ESMAおよびSECの声明は、以下のウェブサイトから入手可能です。

http://www.esma.europa.eu/system/files/2011_397.pdf および

<http://www.sec.gov/divisions/corpfin/guidance/cfguidance-topic4.htm>

ESMAはIFRS第8号「オペレーティング・セグメント」の適用後レビューについて報告

ESMAは、「IFRS第8号—オペレーティング・セグメントの適用についての欧州執行者のレビュー」と題してレポートを公表しました。

本レポートは、欧州執行者のIFRS第8号—オペレーティング・セグメントの適用に関するレビューの結果と、当該基準の適用を向上させるためのESMAの暫定的な提案について報告しています。

本レポートでは、財務諸表作成者によるセグメント報告開示の改善につながるであろう4つの分野を扱っています。

- ・ 最高経営意思決定者 (chief operating decision maker) の特定
- ・ オペレーティング・セグメントの報告セグメントへの集約
- ・ IFRS第8号に基づき表示される情報の測定基準
- ・ 企業全体の開示の分解に際して、重要性の概念をどのように適用すべきか

本レポートは、以下のウェブサイトから入手可能です。

http://www.esma.europa.eu/system/files/2011_372.pdf

財務報告研究所が英国で設立

財務報告研究所が、英国の財務報告評議会の後援のもと設立されました。

本研究所は、今日必要とされる財務報告に対する現実的解決策を検討するために、企業および投資者が協力できる環境を提供することを目的としています。本研究所では、有効なコミュニケーションに具体的な進展をもたらす新しい財務報告フォーマットを試すよう経営者および投資者に促します。本研究所において検討されている財務諸表に係る当初プロジェクトには、純債務額の調整、債務条件と経済的義務、負債期間、キャッシュ・フロー計算書、税金の調整、自己の信用リスク調整、会計方針の開示および株式報酬(重要性)が含まれます。

G20はグローバルな会計基準へのコミットメントをあらためて表明

G20は、11月にフランスで開催された首脳会談の後、IASBとFASBがそのコンバージェンス・プロジェクトを完了するよう求める声明を公表しました。カンヌ・サミット最終宣言においてG20加盟国の首脳たちは、「我々は、高品質かつグローバルな単一の会計基準を実現し、特に金融商品の評価に関する基準の向上について、2009年4月にロンドン・サミットで設定した目標を達成するという目的を再確認しています」と述べました。

現在の財政難に係るFEEの方針声明

ヨーロッパ会計士連盟(FEE: Fédération des Experts Comptables Européens)は、「現在の財政難に対する職業会計士の貢献:透明性および信頼性の向上」と題した方針声明を公表しました。

本声明には、財務諸表作成者、監査人および公共部門の主体が現在の経済状況において検討すべき論点のサマリーが示されています。その中には、資産の測定、金融資産および非金融資産の減損、継続企業の考察、開示、監査上留意すべき分野、公的部門のガバナンスなどの論点が含まれています。

AICPAが会員のIFRSに対する準備状況について調査

米国公認会計士協会(AICPA)は、米国においてIFRSが採用された場合への会員の準備状況を調査しました。

この準備状況調査から得られる主要な点を紹介します。

- SECがIFRSを使用する選択肢を米国の発行体に対して与えることを過半数が支持している。
- 60%の会員は、SECがIFRSに対してエンドースメント・アプローチを採用する場合には、FASBはIFRSに対して変更を行うべきではない、または変更はごく少しいたべきと回答している。
- 米国企業は依然としてIFRSに係る計画および準備を先延ばしにしている。
- まず、さらなるコンバージェンスが行ってからであるが、会員はIFRSの採用を支持している。
- 米国の公開企業およびパブリック・プラクティスに関する回答者のうち59%は、4年から5年あれば十分に余裕をもって導入できるであろうと考えている。
- 過半数の会員は、FASBとIASBのコンバージェンス・プロジェクトについて認識している。

グローバルな報告基準に関するCFOおよび投資者の観点についての調査

英国勅許会計士協会 (ACCA: Association of Chartered Certified Accountants) は、グローバルな報告基準に対する最高財務責任者 (CFO) と投資者の考え方に係る調査結果概要の報告書を公表しました。

主要な調査結果は以下の通りです。

- 財務報告のグローバルな基準に対する理解が深まるにつれ、導入に抵抗感がなくなる。
- 金融危機により、投資者および発行体のグローバルな基準に対する認識が改善した。
- 投資者および顧客の開示拡充の要求が高まるにつれ、非財務報告についてのグローバルな基準に対する欲求が増大される。
- 上級役員は、コーポレート・ガバナンスのグローバルな基準またはベンチマークがあれば、より「長期的な」思考が促進されるだろうと考えている。



新しい基準およびIFRIC解釈指針の発効日

以下の表は、2010年1月1日以降が発効日とされるIFRS基準および国際財務報告解釈指針(IFRIC)の一覧です。

企業は、IAS第8号「会計方針、会計上の見積りの変更および誤謬」に基づいて、新しい基準および解釈指針の適用について特定の開示を行う必要があります。

2010年1月1日以降が発効日とされる新しいIFRS基準およびIFRIC解釈指針

基準名	基準または解釈指針の正式名称	有効となる会計年度の開始日	早期適用の可否
IFRS第9号	金融商品	2015年1月1日	可(延長した経過措置を適用)
IAS第32号	金融資産と金融負債の相殺(IAS第32号の改訂)	2014年1月1日	可(ただし、「開示—金融資産と金融負債の相殺」によって要求される開示を行う必要がある)
IFRS第7号	開示—金融資産と金融負債の相殺(IFRS第7号の改訂)	2013年1月1日	言及されていない(ただし、可と推定する)
IFRIC第20号	露天掘り鉱山の生産段階における剥土費用	2013年1月1日	可
IFRS第13号	公正価値測定	2013年1月1日	可
IFRS第12号	他の企業に対する持分の開示	2013年1月1日	可
IFRS第11号	ジョイント・アレンジメント	2013年1月1日	可(ただし、IFRS第10号、IFRS第12号、IAS第27号およびIAS第28号をすべて同時に適用する必要がある)
IFRS第10号	連結財務諸表	2013年1月1日	可(ただし、IFRS第11号、IFRS第12号、IAS第27号およびIAS第28号をすべて同時に適用する必要がある)

2010年1月1日以降が発効日とされる新しいIFRS基準およびIFRIC解釈指針

基準名	基準または解釈指針の正式名称	有効となる会計年度の開始日	早期適用の可否
IAS第28号	関連会社およびジョイント・ベンチャーに対する投資	2013年1月1日	可(ただし、IFRS第10号、IFRS第11号、IFRS第12号およびIAS第27号をすべて同時に適用する必要がある)
IAS第27号	個別財務諸表	2013年1月1日	可(ただし、IFRS第10号、IFRS第11号、IFRS第12号およびIAS第28号をすべて同時に適用する必要がある)
IFRS プラクティス・ステートメント	経営者による解説:表示に関するフレームワーク	強制力を持たないガイダンスのため、適用開始日は存在しない	N/A
IAS第19号	従業員給付(2011年改訂)	2013年1月1日	可
IAS第1号	その他の包括利益の項目の表示(IAS第1号の改訂)	2012年7月1日	可
IAS第12号	繰延税金:原資産の回収(IAS第12号の改訂)	2012年1月1日	可
IFRS第1号	深刻なハイパーインフレおよび初度適用企業に対する固定日付の廃止(IFRS第1号の改訂)	2011年7月1日	可
IFRS第7号	開示—金融資産の譲渡(IFRS第7号の改訂)	2011年7月1日	可
さまざまな基準および指針	IFRSの年次改善(2010年版)	特に指定のない限り、2011年1月1日(2010年7月1日より発効となっているものも一部ある)	可
IFRIC第14号	最低積立要件のもとでの前払い—IFRIC第14号の改訂	2011年1月1日	可
IAS第24号	関連当事者についての開示	2011年1月1日	可(基準全体または政府関連企業に対する一部免除のいずれか)

2010年1月1日以降が発効日とされる新しいIFRS基準およびIFRIC解釈指針

基準名	基準または解釈指針の正式名称	有効となる会計年度の開始日	早期適用の可否
IFRS第1号	初度適用企業に対するIFRS第7号の比較情報開示の限定的な免除 (IFRS第1号の改訂)	2010年7月1日	可
IFRIC第19号	資本性金融商品による金融負債の消滅	2010年7月1日	可
IAS第32号	株主割当発行の分類 (IAS第32号の改訂)	2010年2月1日	可
IFRS for SMEs	中小規模企業向けIFRS	各法域間の規制当局が定める日以降	N/A
さまざまな基準および指針	IFRSの年次改善 (2009年版)	特に指定のない限り、2010年1月1日 (2009年7月1日より発効となっているものも一部ある)	可
IFRS第1号	初度適用企業に対する追加的な免除規定 (IFRS第1号の改訂)	2010年1月1日	可
IFRS第2号	グループ間現金決済型株式報酬取引 (IFRS第2号の改訂)	2010年1月1日	可

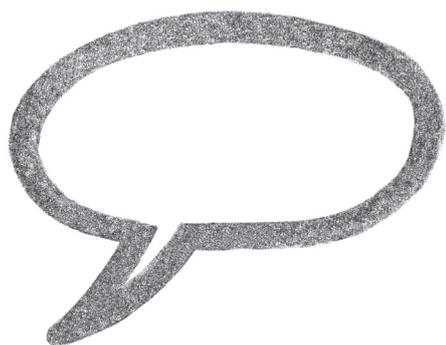


コメント募集

以下に、IASBが現在コメントを募集している文書およびそのコメント募集期限を一覧にして表示しています。グラント・ソントン・インターナショナルは、こうした各文書にコメントを提出していくことを目指しています。

現在IASBが公開中の文書

文書の種類	タイトル	コメントの募集期限
公開草案	顧客との契約から生じる収益	2012年3月13日
公開草案	経過措置ガイダンス(IFRS第10号の改訂案)	2012年3月21日



www.gti.org

© 2012 Grant Thornton Taiyo ASG LLC. All right reserved.

グラント・ソントン・インターナショナル・リミテッド(グラント・ソントン・インターナショナル)とメンバー・ファームは、世界的なパートナーシップ関係にはありません。各種サービスはメンバー・ファームが独自に提供しています。